

綱紀委員会及び綱紀手続に関する規程（会規第五十七号） 中一部改正

綱紀委員会及び綱紀手続に関する規程（会規第五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第三号中「第四条第一項」を「第四条第一号」に改める。

第三条の次に次の一条を加える。

（出席の方法等）

第三条の二 前条第一項の場合において、委員は、災害の発生その他のやむを得ない事由により綱紀委員会の開催場所において出席することが困難なときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「通信システム」という。）によって、弁護士会、弁護士会支部、弁護士会連合会その他委員長が許可した場所（以下「弁護士会等」という。）から綱紀委員会に出席することができる。ただし、弁護士会等からの出席の可否及び出席の方法については、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

2 通信機器の故障等により、映像又は音声による認識が困難となった場合、弁護士会等から出席する委員は、審査、調査及び議決に加わることができない。

第七条第四項に後段として次のように加える。

この場合においては、第三条の二第二項の規定を準用する。

第十一条第七項中「第四条」を「第三条の二」に改める。

第二十九条の次に次の一条を加える。

（審査期日における委員の出席の方法等）

第二十九条の二 第三条の二の規定にかかわらず、委員は、対象弁護士等（第二十七条の規定により他の異議の審査を併合するときは、当該審査の対象弁護士等を含む。）が同意したときに限り、通信システムによって、弁護士会等から審査期日に出席することができる。ただし、弁護士会等からの出席の可否及び出席の方法については、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

2 通信機器の故障等により、映像又は音声による認識が困難となった場合、弁護士会等から出席する委員は、審査に加わることができない。

第三十条の次に次の一条を加える。

（審査期日における対象弁護士の出席の方法等）

第三十条の二 前条第一項（第三十五条第一項の規定により対象弁護士又は対象弁護士法人の社員を審尋する場合を含む。）及び第二項の場合において、対象弁護士及び対象弁護士法人の社員並びに代理人が、災害の発生その他のやむを得ない事由により審査期日の開催場所において出席することが困難であるとして、通信システムによって弁護士会等から審査期日に出席することを希望するときは、委員長は、これを許可することができる。ただし、第二十七条の規定により他の異議の審査を併合する場合であつて、当該審査の対象弁護士等が同意しないときは、この限りでない。

第三十一条第二項に次のただし書を加える。

ただし、前条本文の場合においては、この限りでない。

第三十六条に次の一項を加える。

4 第一項の場合において、異議申出人又は関係人が、災害の発生その他のやむを得ない事由により審尋の開催場所において出席することが困難であるとして、通信システムによって弁護士会等から審尋に出席することを希望するときは、委員長は、対象弁護士等（第二十七条の規定により他の異議の審査を併合するときは、当該審査の対象弁護士等を含む。）が同意したときに限り、これを許可することができる。

第五十四条の次に次の一条を加える。

（調査期日における委員の出席の方法等）

第五十四条の二 第三条の二の規定にかかわらず、委員は、対象弁護士等（第五十一条の規定により他の事案の調査又は異議の審査を併合するときは、当該調査又は審査の対象弁護士等を含む。）が同意したときに限り、通信システムによって、弁護士会等から調査期日に出席することができる。ただし、弁護士会等からの出席の可否及び出席

の方法については、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

2 通信機器の故障等により、映像又は音声による認識が困難となった場合、弁護士会等から出席する委員は、調査に加わることができない。

第五十六条の次に次の一条を加える。

(調査期日における対象弁護士の出席の方法等)

第五十六条の二 前条第一項(第六十一条第一項の規定により対象弁護士又は対象弁護士法人の社員を審尋する場合を含む。)及び第二項の場合において、対象弁護士及び対象弁護士法人の社員並びに代理人が、災害の発生その他のやむを得ない事由により調査期日の開催場所において出席することが困難であるとして、通信システムによって弁護士会等から調査期日に出席することを希望するときは、委員長は、これを許可することができる。ただし、第五十一条の規定により他の事案の調査又は異議の審査を併合する場合であつて、当該調査又は審査の対象弁護士等が同意しないときは、この限りでない。

第五十七条第二項に次のただし書を加える。

ただし、前条本文の場合においては、この限りでない。

第六十二条に次の一項を加える。

4 第一項の場合において、関係人が、災害の発生その他のやむを得ない事由により審尋の開催場所において出席することが困難であるとして、通信システムによつて弁護士会等から審尋に出席することを希望するときは、委員長は、対象弁護士等(第五十一条の規定により他の事案の調査又は異議の審査を併合するときは、当該調査又は審査の対象弁護士等を含む。)が同意したときに限り、これを許可することができる。

附 則

第一条の二第三号、第三条の二(新設)、第七条第四項、第十一条第七項、第二十九条の二(新設)、第三十条の二(新設)、第三十一条第二項、第三十六条第四項(新設)、第五十四条の二(新設)、第五十六条の二(新設)、第五十七条第二項及び第六十二条第四項(新設)の改正規定は、令和三年三月五日から施行する。